

お知らせ なんたん



第30号(2の1)平成19年4月13日発行

平成19年度母子家庭奨学金等支給申請のご案内

京都府では、母子家庭の福祉を推進し、経済的かつ精神的な面を援助するため、教育または養育に要する経費に対し、奨学金等および高等学校入学支度金を支給する「母子家庭奨学金支給制度」を設けています。該当される方は、各支所で申請してください。なお、母子推進員または民生児童委員の証明のない申請書の受け付けはできませんのでご注意ください。(母子推進員の証明につきましては、支所ごとに証明日を設けていますのでお問い合わせください)

<申請に必要なもの>

- 印鑑 ●預金通帳(申請者名義で郵便局以外の普通口座)
- 母子推進員または民生児童委員の証明 ●高校生は在学証明が必要

※5月31日(木)までの申請受付分は4月分から支給されますが、6月以降に提出された場合は、受け付けた翌月からの支給となります。

◇申請・問合せ先 各支所 健康福祉課
TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041
福祉事務所 TEL 68-0007

児童手当制度が拡充されました

平成19年4月1日から、児童手当制度が拡充されました。3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子および第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律10,000円となりました。なお、3歳以上の児童の手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については現行どおりです。

(今回の改正では、受給者の方から特段の手続きをさせていただく必要はありません)

●改正内容

- ・0歳以上3歳未満の児童
第1子、第2子 月額 5,000円 → 月額10,000円(倍増)
第3子以降 月額10,000円 → 月額10,000円(現行どおり)
- ・3歳以上小学校修了までの児童
第1子、第2子 月額 5,000円(現行どおり)
第3子以降 月額10,000円(現行どおり)

※3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5,000円となります。

●施行日 平成19年4月1日(19年6月期支給から)

◇問合せ先 福祉事務所 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課
TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

「身体障害者巡回更生相談」を実施します

京都府身体障害者更生相談所では、相談所に来所が困難な身体障害者の方のために、府内を巡回し、補装具・施設利用・その他の相談会を実施しています。参加を希望される方は、事前に下記までお申し込みください。

日時	場所	来訪医師
5月1日(火) 午後1時~3時	美山保健センター(南丹市)	なし(※)
6月5日(火) 午前10時~11時30分	亀岡市役所市民ホール(亀岡市)	整形外科医

- 内 容 補装具交付・修理に係る判定、医療相談、生活相談など
※5月1日の相談には、来訪医師がありませんので、補装具意見書作成は行えません。業者との補装具仮合わせなどは可能です。
- 持 ち 物 身体障害者手帳、使用中の補装具、印鑑(申請などが必要な場合に使用)
- 申込締切 実施日の3日前(土・日・祝日を除く)の午後5時までに下記へお申し込みください。

◇申込・問合せ先 各支所 健康福祉課 保健福祉係
TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

入学祝金の申請は6月29日まで

南丹市の区域に引き続き3年以上居住(住民登録等)されている方で、小学校および中学校に入学された児童を養育されている場合に、入学祝金を支給します。該当される方は、6月29日(金)までに各支所健康福祉課まで申請してください。申請が遅れますと支給できませんのでご注意ください。

●支給額 小学校入学 50,000円 中学校入学 50,000円

●申請に必要なもの

- ・印鑑 ・預金通帳(申請者名義で郵便局以外の普通口座)
- ・在学証明書または学生証のコピー(南丹市立以外の小・中学校の場合)

●申請期限 6月29日(金)

◇申請先 各支所 健康福祉課 TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041
◇問合せ先 福祉事務所 TEL 68-0007

自動車税・自動車取得税の減免申請は5月24日まで

心身に障害のある方で一定の要件に該当する場合、申請により自動車税・自動車取得税の減免が受けられます。申請の受付・相談は、5月24日(木)までに京都府南丹広域振興局税務室(亀岡総合庁舎内)で行ってください。なお、南丹広域振興局園部地域総務室(園部総合庁舎内)でも下記の日程で臨時窓口を開設します。申請内容によっては、各支所健康福祉課にて使用状況などの確認が必要な場合があります。要件・申請方法や不明な点は、下記までお問い合わせください。

臨時窓口の開設日時	実施場所
4月18日(水)	南丹広域振興局 園部地域総務室 (園部総合庁舎内)
5月 9日(水)	
5月23日(水)	

◇申込・問合せ先 京都府南丹広域振興局 税務室 収納・税務担当(亀岡総合庁舎内)
TEL (0771) 22-0330

軽自動車税の納税証明書について

軽自動車税の納税通知書(口座振替以外)には、納付後すぐに納税証明書として使用できるよう、納税証明書が一体となっていますが、口座振替にて納付される方につきましては、5月1日の振替納税が確認できた方について、5月中旬に領収済通知書と納税証明書を送付させていただきます。納税証明書は、車検等のために必要となりますので、領収書と共に大切に保管してください。(平成19年4月27日までに車検をされる場合は、平成18年度の納税証明書を使用することができます)

なお、これら納税証明書を無くされた方や、口座振替で納付される方で納税証明書が送付される前に必要とされる方については、各支所地域総務課税政係にて納税証明書を発行させていただきます。ただし、金融機関での納付や口座振替後数日以内に納税証明書の発行を希望される場合には、領収書や振替口座の通帳など、納付したことを確認できるものをご持参いただきますようお願いいたします。

◇問合せ先 税務課 TEL 68-0004 FAX 63-0653
各支所 地域総務課 税政係
TEL 園部 68-0010 八木 68-0020
日吉 68-0030 美山 68-0040

「火入れ」をされる際には、事前に許可が必要です

あぜ焼きや造林のための地ごしらえなどの目的で「火入れ」をされる際には、森林法の規定により、事前に許可が必要です。許可の申請は各支所産業振興課までお願いいたします。また、火の不始末から火災につながったケースも報告されていますので、防火設備を準備していただき、十分注意して行ってください。

◇申請・問合せ先 各支所 産業振興課
TEL 園部 68-0012 八木 68-0023
日吉 68-0033 美山 68-0042

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。